

令和 7 年第 4 回宝塚市議会定例会提出議案

- 議案第 1 4 0 号 令和 7 年度宝塚市一般会計補正予算（第 6 号）（別冊）
- 議案第 1 4 1 号 令和 7 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）
（別冊）
- 議案第 1 4 2 号 令和 7 年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第 3 号）（別冊）
- 議案第 1 4 3 号 令和 7 年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第 3 号）（別冊）
- 議案第 1 4 4 号 令和 7 年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 2 号）
（別冊）
- 議案第 1 4 5 号 令和 7 年度宝塚市特別会計財産区補正予算（第 1 号）（別冊）
- 議案第 1 4 6 号 令和 7 年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費補正予算（第 2 号）
（別冊）
- 議案第 1 4 7 号 令和 7 年度宝塚市病院事業会計補正予算（第 1 号）（別冊）
- 議案第 1 4 8 号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 9 号 受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 1 5 0 号 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 1 号 宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 2 号 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 3 号 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 4 号 宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 5 号 宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 5 6 号 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第 1 5 7 号 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 148 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）11 月 17 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 41 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表市長の部宝塚市旧安田邸利活用等事業者選定委員会の項及び宝塚市再生可能エネルギー推進審議会の項を削る。

附 則

この条例中第 1 条の表市長の部宝塚市旧安田邸利活用等事業者選定委員会の項を削る改正規定は公布の日から、同部宝塚市再生可能エネルギー推進審議会の項を削る改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 149 号

受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）11 月 17 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例

（宝塚市一般事務手数料条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市一般事務手数料条例（平成 22 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5（1）の項中「300 円」を「400 円」に、「200 円」を「300 円」に改め、同表（2）の項及び（3）の項中「300 円」を「400 円」に改め、同表（4）の項中「300 円」を「400 円」に、「200 円」を「300 円」に改め、同表（5）の項中「250 円」を「300 円」に改め、同表（6）の項中「300 円」を「400 円」に改め、同表（7）の項中「300 円」を「400 円」に、「200 円」を「300 円」に改め、同表（8）の項中「300 円」を「400 円」に改め、同表（9）の項中「300 円」を「400 円」に、「200 円」を「300 円」に改め、同表（10）の項、（11）の項及び（13）の項中「300 円」を「400 円」に改め、同表（14）の項中「禁治産及び準禁治産並びに」を削り、「300 円」を「400 円」に改め、同表（15）の項から（17）の項までの規定中「300 円」を「400 円」に改める。

（宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市環境衛生事務手数料条例（平成 22 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「300 円」を「400 円」に改め、同条第 2 号中「又は宝塚市営霊園合葬式墓所使用許可証の書換え（宝塚市営霊園条例（平成 29 年条例第 46 号）第 43 条第 2 項の規定による書換えに限る。）又は」を「の書換え（宝塚市営霊園条例（平成 29 年条例第 46 号）第 12 条第 1 項の普通墓所使用権の承継及び第 26 条第 1 項の特別墓所使用権の承継に伴う書換えに限る。）若しくは再交付又は宝塚市営霊園合葬式墓

所使用許可証若しくは宝塚市営霊園樹木葬式墓所使用許可証の」に、「３００円」を「４００円」に改め、同条第３号中「３００円」を「４００円」に改める。

（宝塚市計量事務手数料条例の一部改正）

第３条 宝塚市計量事務手数料条例（平成２２年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「３００円」を「４００円」に改める。

（宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部改正）

第４条 宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例（平成２２年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第５中「３００円」を「４００円」に改める。

（宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部改正）

第５条 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成２２年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表第６中「３００円」を「４００円」に改める。

（宝塚市消防事務手数料条例の一部改正）

第６条 宝塚市消防事務手数料条例（平成２２年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「３００円」を「４００円」に改める。

（宝塚市立市役所内駐車場条例の一部改正）

第７条 宝塚市立市役所内駐車場条例（昭和５５年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」を「別表の左欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる使用時間に応じ、同表の右欄に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第４条関係）

区分		使用時間	金額
１２月２９日から翌年の１月３日までの	午前８時以後午後９時前に入庫	入庫から１時間以内	無料

日（以下この表において「年末年始」という。）以外の日に入庫した場合	した場合	入庫から１時間を超える２０分につき	１００円
	午後９時以後午前８時前に入庫した場合	２０分につき	１００円
年末年始に入庫した場合		２０分につき	１００円

備考 使用時間に２０分未満の端数が生じたときは、これを２０分に切り上げる。

（宝塚市立公民館設置管理条例の一部改正）

第８条 宝塚市立公民館設置管理条例（平成２９年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表１宝塚市立中央公民館利用料金の部中

「

２８，６００円
７，４００円
３，４００円
５，４００円
５，４００円
３，４００円
６，０００円
２，６００円

」

を

「

２１，５００円
５，６００円
２，６００円
４，１００円

4, 100 円
2, 600 円
4, 500 円
2, 000 円

」

に改め、同部の表備考を次のように改める。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。
- 3 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

別表2宝塚市立東公民館利用料金の部(1)施設の利用料金の款中

「

4, 600 円
4, 200 円
31, 200 円
2, 200 円
11, 400 円
4, 800 円
3, 400 円
8, 000 円
16, 000 円
7, 400 円
4, 000 円
7, 400 円

」

を

「

3, 5 0 0 円
3, 2 0 0 円
2 3, 4 0 0 円
1, 7 0 0 円
8, 6 0 0 円
3, 6 0 0 円
2, 6 0 0 円
6, 0 0 0 円
1 2, 0 0 0 円
5, 6 0 0 円
3, 0 0 0 円
5, 6 0 0 円

」

に改め、同款の表備考を次のように改める。

備考

- 1 市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。
- 3 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

別表2宝塚市立東公民館利用料金の部(2)附属設備の利用料金の款駐車設備の項中「30分」を「20分」に改め、同表3宝塚市立西公民館利用料金の部(1)施設の利用料金の款中

「

4, 6 0 0 円
9, 2 0 0 円
2 6, 0 0 0 円
1 0, 0 0 0 円
5, 4 0 0 円
6, 8 0 0 円
4, 0 0 0 円
2, 6 0 0 円
4, 0 0 0 円
6, 6 0 0 円
1 2, 0 0 0 円

」

を

「

3, 5 0 0 円
6, 9 0 0 円
1 9, 5 0 0 円
7, 5 0 0 円
4, 1 0 0 円
5, 1 0 0 円
3, 0 0 0 円
2, 0 0 0 円
3, 0 0 0 円
5, 0 0 0 円
9, 0 0 0 円

」

に改め、同款の表備考を次のように改める。

備考

- 1 市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の 2

倍に相当する額（備考２において「２倍相当額」という。）とする。

２ 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあつては、２倍相当額）の２倍に相当する額とする。

３ 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

別表３宝塚市立西公民館利用料金の部（２）附属設備の利用料金の款駐車設備の項中「３０分」を「２０分」に改める。

（宝塚市立スポーツ施設条例の一部改正）

第９条 宝塚市立スポーツ施設条例（平成１７年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

別表１宝塚市立スポーツセンターの利用料金の部（１）施設の利用料金の款中

「

２０，０００円
４００円
８００円
１３，０００円
９，４００円
５，８００円
３２，４００円
６００円
１４，４００円
６００円
８００円
７，２００円
１０，８００円

」

を

「

8, 7 0 0 円
6 0 0 円
1, 2 0 0 円
4, 9 0 0 円
3, 6 0 0 円
2, 2 0 0 円
1 2, 2 0 0 円
3 0 0 円
5, 4 0 0 円
3 0 0 円
3 0 0 円
2, 7 0 0 円
4, 1 0 0 円

」

に改め、同款の表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

別表1宝塚市立スポーツセンターの利用料金の部(2)附属設備の利用料金の款バーベキュー設備の項中「300円」を「500円」に改め、同款弓道設備の項中「100円」を「200円」に改め、同款駐車設備の項中「30分」を「20分」に改め、同款の表に次のように加える。

備考

- 1 市民以外の者がバーベキュー設備又は弓道設備を利用する場合は、この表に定める当該設備の利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2

倍相当額」という。)とする。

- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定めるバーベキュー設備又は弓道設備の利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

別表2宝塚市立高司グラウンドの利用料金の部(1)施設の利用料金の款多目的グラウンドの項中「5,800円」を「2,200円」に改め、同款の表に次のように加える。

備考

- 1 市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

別表2宝塚市立高司グラウンドの利用料金の部(2)附属設備の利用料金の款駐車設備の項中「30分」を「20分」に改め、同表3宝塚市立末広体育館の利用料金の部(1)施設の利用料金の款体育館の項中「18,000円」を「6,800円」に、「3,600円」を「1,400円」に改め、同款の表に次のように加える。

備考

- 1 市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

別表4宝塚市立売布北グラウンドの利用料金の部(1)施設の利用料金の款野球場の項中「13,000円」を「4,900円」に改め、同款テニスコートの項中「5,800円」を「2,700円」に改め、同款の表に次のように加える。

備考

- 1 市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍

相当額)の2倍に相当する額とする。

別表4宝塚市立売布北グラウンドの利用料金の部(2)附属設備の利用料金の款駐車設備の項中「30分」を「20分」に改め、同表5宝塚市立花屋敷グラウンドの利用料金の部(1)施設の利用料金の款多目的グラウンドの項中「21,600円」を「8,100円」に改め、同款テニスコートの項中「5,800円」を「2,200円」に改め、同款の表に次のように加える。

備考

- 1 市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。

別表5宝塚市立花屋敷グラウンドの利用料金の部(2)附属設備の利用料金の款駐車設備の項中「30分」を「20分」に改める。

(宝塚市総合福祉センター条例の一部改正)

第10条 宝塚市総合福祉センター条例(平成17年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「60歳」を「65歳」に改める。

別表中

「

59,600円
10,400円
20,800円
15,800円
16,000円
16,000円
29,600円

」

を

「

44,700円
7,800円
15,600円
11,900円
12,000円
12,000円
22,200円

」

に改め、同表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

（宝塚市立老人福祉センター条例の一部改正）

第11条 宝塚市立老人福祉センター条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「60歳」を「65歳」に改める。

別表第2中

「

11,040円
10,880円
8,320円
10,560円
5,440円

」

を

「

16,600円
16,400円
12,500円
15,900円
8,200円

」

に改め、同表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

（宝塚市立人権文化センター条例の一部改正）

第12条 宝塚市立人権文化センター条例（平成14年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係） 別紙添付

（宝塚市立男女共同参画センター条例の一部改正）

第13条 宝塚市立男女共同参画センター条例（平成18年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表1 学習交流室及びプレイルームの利用料金の部学習交流室の項中「9,000円」を「3,000円」に改め、同部プレイルームの項中「7,800円」を「2,600円」に改め、同表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。

- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

（宝塚市立文化施設条例の一部改正）

第14条 宝塚市立文化施設条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表1 ホール及び会議室の利用料金の部中

「

199,000円
43,400円
148,000円
76,600円

」

を

「

149,300円
32,600円
111,000円
57,500円

」

に改め、同表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

（宝塚市立手塚治虫記念館条例の一部改正）

第15条 宝塚市立手塚治虫記念館条例（平成5年条例第35号）の一部を次のように改

正する。

第4条第1項ただし書中「2, 000円」を「3, 000円」に改める。

別表大人の項中「700円」を「900円」に、「560円」を「720円」に改める。

(宝塚市立国際・文化センター条例の一部改正)

第16条 宝塚市立国際・文化センター条例（平成19年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

12, 800円
12, 000円
10, 000円

」

を

「

9, 600円
9, 000円
7, 500円

」

に改め、同表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

(宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）条例の一部改正)

第17条 宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）条例（平成19年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表 1 施設の利用料金の部中

「

200,000円
60,000円
300円

」

を

「

199,500円
33,900円
500円

」

に改め、同表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者がホール、会議室又は展示室を利用する場合は、この表に定めるホール、会議室又は展示室の利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定めるホール、会議室又は展示室の利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

（宝塚市立文化芸術センター条例の一部改正）

第18条 宝塚市立文化芸術センター条例（平成30年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

2,000円
120,000円
28,000円

36,000円
12,000円
8,000円
24円

」

を

「

3,000円
90,000円
21,000円
27,000円
9,000円
6,000円
36円

」

に改め、同表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

（宝塚市立中山台コミュニティセンター条例の一部改正）

第19条 宝塚市立中山台コミュニティセンター条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「得た額」の次に「（次項において「床面積額」という。）」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の会議室等の利用料金の額は、当

該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

(1) 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合 床面積額の2倍に相当する額（次号において「2倍相当額」という。）

(2) 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合 床面積額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額

第21条中「第10条第2項の規定により算定される額及び」を「第10条第2項及び第3項の規定により算定される額並びに」に改める。

（宝塚市立地域利用施設条例の一部改正）

第20条 宝塚市立地域利用施設条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「得た額」の次に「（次項において「床面積額」という。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利用料金の額は、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

(1) 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合 床面積額の2倍に相当する額（次号において「2倍相当額」という。）

(2) 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合 床面積額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額

第20条中「第9条第2項」を「第9条第2項及び第3項」に改める。

（宝塚市立末成集会所条例の一部改正）

第21条 宝塚市立末成集会所条例（平成19年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

備考

1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の

2 倍に相当する額（備考 2 において「2 倍相当額」という。）とする。

- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあつては、2 倍相当額）の 2 倍に相当する額とする。

（宝塚市公益施設条例の一部改正）

第 22 条 宝塚市公益施設条例（平成 30 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「得た額」の次に「（次項において「床面積額」という。）」を加え、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利用料金の額は、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

（1） 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合 床面積額の 2 倍に相当する額（次号において「2 倍相当額」という。）

（2） 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合 床面積額（利用者が市民以外の者であるときにあつては、2 倍相当額）の 2 倍に相当する額

第 20 条中「第 10 条第 2 項及び第 3 項」を「第 10 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項」に改める。

（宝塚市立看護専門学校条例の一部改正）

第 23 条 宝塚市立看護専門学校条例（平成 6 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「1, 000 円」を「2, 000 円」に改める。

（宝塚市営火葬場条例の一部改正）

第 24 条 宝塚市営火葬場条例（昭和 39 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 体につき	10, 000 円
1 体につき	5, 000 円
1 体につき	4, 000 円

1 包につき	4, 0 0 0 円
1 体につき	4 0, 0 0 0 円
1 体につき	2 0, 0 0 0 円
1 体につき	1 6, 0 0 0 円
1 包につき	1 6, 0 0 0 円

」

を

「

1 体につき	1 5, 0 0 0 円
1 体につき	7, 5 0 0 円
1 体につき	6, 0 0 0 円
1 包につき	6, 0 0 0 円
1 体につき	6 0, 0 0 0 円
1 体につき	3 0, 0 0 0 円
1 体につき	2 4, 0 0 0 円
1 包につき	2 4, 0 0 0 円

」

に改める。

（宝塚市立共同利用施設条例の一部改正）

第 2 5 条 宝塚市立共同利用施設条例（平成 1 7 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「得た額」の次に「（次項において「床面積額」という。）」を加え、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利用料金の額は、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

（1） 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合 床面積額の 2 倍に相当する額（次号において「2 倍相当額」という。）

(2) 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合 床面積額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額

第20条中「第9条第2項」を「第9条第2項及び第3項」に改める。

(宝塚市立長谷牡丹園条例の一部改正)

第26条 宝塚市立長谷牡丹園条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第15条中「300円」を「500円」に改める。

(宝塚市都市公園条例の一部改正)

第27条 宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第2駐車場の使用の部中「1時間当たり」を「1時間につき」に、

「

末広中央公園駐車場	使用時間が1時間以内である場合		自動車1台1回	無料
	使用時間が1時間を超える場合 (30分未満の端数が生じたときは30分とする。)	30分当たり	自動車1台1回	100円

」

を

「

末広中央公園駐車場	12月29日から翌年の1月3日までの日（以下この表において「年末年始」という。）以外の日の午前8時以後午後9時前に入庫した場合	入庫から1時間以内の場合		自動車1台1回	無料
		入庫から1時間を超える場合	20分につき (20分未満の端数が生じたときは20分とする。)	自動車1台1回	100円

年末年始以外の日	の午後 9 時以後	20 分に	自動車 1	100 円
午前 8 時前に入庫した場合又は年	つ き	台 1 回		
末年始に入庫した場合	(20 分			
	未満の端			
	数が生じ			
	たときは			
	20 分と			
	する。)			

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 2 条（次号に掲げる規定を除く。）、第 8 条、第 9 条、第 10 条（次号に掲げる規定を除く。）、第 11 条（次号に掲げる規定を除く。）、第 13 条、第 14 条、第 16 条から第 22 条まで、第 25 条及び第 26 条の規定 公布の日
 - (2) 第 1 条、第 2 条（宝塚市環境衛生事務手数料条例第 5 条の改正規定（「300 円」を「400 円」に改める部分に限る。）に限る。）、第 3 条から第 7 条まで、第 10 条（宝塚市総合福祉センター条例第 10 条第 1 項第 1 号の改正規定に限る。）、第 11 条（宝塚市立老人福祉センター条例第 9 条第 1 号の改正規定に限る。）、第 12 条、第 23 条、第 24 条及び第 27 条の規定並びに次項から附則第 10 項まで及び第 12 項から第 14 項までの規定 令和 8 年 10 月 1 日
 - (3) 第 15 条の規定及び附則第 11 項の規定 令和 9 年 3 月 1 日
(宝塚市一般事務手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の宝塚市一般事務手数料条例別表第 5 の規定は、令和 8 年 10 月 1 日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
(宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第 2 条（附則第 1 項第 2 号に掲げる規定に限る。）の規定による改正後の宝塚市環境衛生事務手数料条例第 5 条の規定は、令和 8 年 10 月 1 日以後になされた申請に係る手

数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（宝塚市計量事務手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第3条の規定による改正後の宝塚市計量事務手数料条例第2条第2項の規定は、令和8年10月1日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第4条の規定による改正後の宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例別表第5の規定は、令和8年10月1日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第5条の規定による改正後の宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例別表第6の規定は、令和8年10月1日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（宝塚市消防事務手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第6条の規定による改正後の宝塚市消防事務手数料条例第2条第3項の規定は、令和8年10月1日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（宝塚市立市役所内駐車場条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 第7条の規定による改正後の宝塚市立市役所内駐車場条例第4条第2項及び別表の規定は、令和8年10月1日以後の入庫に係る使用料について適用し、同日前の入庫に係る使用料については、なお従前の例による。

（宝塚市総合福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 第10条（附則第1項第2号に掲げる規定に限る。）の規定による改正後の宝塚市総合福祉センター条例第10条第1項の規定は、令和8年10月1日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（宝塚市立人権文化センター条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 第12条の規定による改正後の宝塚市立人権文化センター条例別表の規定は、令和8年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(宝塚市立手塚治虫記念館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 1 第15条の規定による改正後の宝塚市立手塚治虫記念館条例第4条第1項ただし書及び別表の規定は、令和9年3月1日以後の入館に係る入館料について適用し、同日前の入館に係る入館料については、なお従前の例による。

(宝塚市立看護専門学校条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 2 第23条の規定による改正後の宝塚市立看護専門学校条例第3条第4号の規定は、令和8年10月1日以後になされた再試験の申込みに係る再試験料について適用し、同日前になされた再試験の申込みに係る再試験料については、なお従前の例による。

(宝塚市営火葬場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 3 第24条の規定による改正後の宝塚市営火葬場条例別表の規定は、令和8年10月1日以後になされた申請に係る使用料について適用し、同日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(宝塚市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 4 第27条の規定による改正後の宝塚市都市公園条例別表第2駐車場の使用の部末広中央公園駐車場の項の規定は、令和8年10月1日以後の入庫に係る使用料について適用し、同日前の入庫に係る使用料については、なお従前の例による。

別紙

別表（第 6 条関係）

（１） 宝塚市立くらんど人権文化センター使用料

（単位 円）

使用区分 使用施設	午前	午後 1	午後 2	夜間	延長使 用料
	午前 9 時～正 午	午後 1 時～ 午後 3 時	午後 3 時 15 分～午後 5 時 15 分	午後 6 時～ 午後 9 時	
会議室 1	5 0 0	3 0 0	3 0 0	5 0 0	2 0 0
会議室 2	5 0 0	3 0 0	3 0 0	5 0 0	2 0 0
会議室 3	8 0 0	5 0 0	5 0 0	8 0 0	3 0 0
会議室 4	5 0 0	3 0 0	3 0 0	5 0 0	2 0 0
会議室 5	5 0 0	3 0 0	3 0 0	5 0 0	2 0 0
会議室 6	6 0 0	5 0 0	5 0 0	6 0 0	3 0 0
学習室 1	3 0 0	2 0 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0
学習室 2	5 0 0	3 0 0	3 0 0	5 0 0	2 0 0
学習室 3	5 0 0	4 0 0	4 0 0	5 0 0	2 0 0
学習室 4	5 0 0	3 0 0	3 0 0	5 0 0	2 0 0
和室 1	3 0 0	2 0 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0
和室 2	5 0 0	3 0 0	3 0 0	5 0 0	2 0 0
調理室	3 0 0	2 0 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0
中ホール	1, 1 0 0	8 0 0	8 0 0	1, 1 0 0	5 0 0
大ホール	1, 8 0 0	1, 2 0 0	1, 2 0 0	1, 8 0 0	7 0 0

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の 2 倍に相当する額とする。
- 2 複数の使用区分で同一施設を連続して使用する場合の使用料は、各使用区分に掲げる額の合計額とする。この場合において、各使用区分に掲げる時間帯の間の時間

についても使用することができるものとする。

- 3 午前区分の使用については1時間を限度として、午後2区分の使用については45分を限度として、それぞれ延長して使用できるものとする。この場合において、延長使用料としてこの表に定める額を使用料に加算するものとする。

- 4 特殊器具の使用料については、別に市長が定める。

(2) 宝塚市立まいたに人権文化センター使用料

(単位 円)

使用施設 \ 使用区分	午前	午後1	午後2	夜間	延長使用料
	午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時15分～午後5時15分	午後6時～午後9時	
学習室1	500	300	300	500	200
学習室2	500	300	300	500	200
学習室3	500	300	300	500	200
学習室4	500	300	300	500	200
学習室5	500	300	300	500	200
学習室6	600	500	500	600	300
学習室7	500	300	300	500	200
調理室	600	500	500	600	300
和室1	500	400	400	500	200
和室2	500	400	400	500	200
大ホール	1,500	1,100	1,100	1,500	600
多目的室	500	400	400	500	200

備考

- 1 市民以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。
- 2 複数の使用区分で同一施設を連続して使用する場合の使用料は、各使用区分に掲げる額の合計額とする。この場合において、各使用区分に掲げる時間帯の間の時間についても使用することができるものとする。

3 午前区分の使用については1時間を限度として、午後2区分の使用については45分を限度として、それぞれ延長して使用できるものとする。この場合において、延長使用料としてこの表に定める額を使用料に加算するものとする。

4 特殊器具の使用料については、別に市長が定める。

(3) 宝塚市立ひらい人権文化センター使用料

(単位 円)

使用区分 使用施設	午前	午後1	午後2	夜間	延長使用料
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後3時15分～午後5 時15分	午後6時～ 午後9時	
会議室1	300	200	200	300	200
会議室2	800	500	500	800	300
学習室1	200	200	200	200	200
学習室2	200	100	100	200	100
調理室	300	200	200	300	200
和室	300	200	200	300	200

備考

- 1 市民以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。
- 2 複数の使用区分で同一施設を連続して使用する場合の使用料は、各使用区分に掲げる額の合計額とする。この場合において、各使用区分に掲げる時間帯の間の時間についても使用することができるものとする。
- 3 午前区分の使用については1時間を限度として、午後2区分の使用については45分を限度として、それぞれ延長して使用できるものとする。この場合において、延長使用料としてこの表に定める額を使用料に加算するものとする。
- 4 特殊器具の使用料については、別に市長が定める。

議案第 150 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）11 月 17 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成 3 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 10 号及び第 11 号並びに第 2 条第 1 項第 1 号ア（ア）及びイ（イ）中「80 万 9,000 円」を「規則で定める額」に改める。

第 2 条第 1 項第 5 号中「4 級」を「3 級」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和 8 年 7 月 1 日以後の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成について適用し、同日前の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 151 号

宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）11 月 17 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例

宝塚市子ども審議会条例（平成 25 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 7 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」を「第 7 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで」に改め、同条第 4 号中「第 7 2 条第 1 項第 4 号」を「第 7 2 条第 1 項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 152 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）11 月 17 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 1 号中「この号及び次号において」を削る。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 153 号

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）11 月 17 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

宝塚市立健康センター（宝塚市立健康センター条例（昭和 62 年条例第 18 号）に規定する宝塚市立健康センターをいう。）等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第 23 条第 2 項中「保育士」の次に「又は兵庫県のある区域に係る児童福祉法第 18 条の

29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」を加える。

第29条第1項及び第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

第31条第1項及び第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第4項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

第34条第2項及び第3項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

第39条第2項中「修了した保育士」の次に「若しくは地域限定保育士」を加える。

第44条第1項及び第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

第46条第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 154 号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）11 月 17 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を加え、同項第 1 号中「保育士」の次に「又は兵庫県の区域に係る児童福祉法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士」を加える。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 155 号

宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定
するものとする。

令和 7 年（2025 年）11 月 17 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 20 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 乳児等通園支援事業の区分（第 21 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 22 条—第 25 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 26 条・第 27 条）

第 3 章 雑則（第 28 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第
34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

（1） 乳児等通園支援事業 法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をい
う。

（2） 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 23 項の乳児又
は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への

援助をいう。

(3) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

(最低基準の目的)

第3条 この条例に定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少

ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努

めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければ

ならない。

（苦情への対応）

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 乳児等通園支援事業の区分

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

（2） 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられてい

ること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士又は地域限定保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項の規定により一般型乳児等通園支援事業所に置く乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士又は地域限定保育士であ

るとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児及び幼児の人数の合計が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳児又は幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士又は地域限定保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

- (1) 保育所 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）（保育所に係る部分に限る。）
- (2) 認定こども園 認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 156 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）11 月 17 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成 22 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第 105 条第 1 項」を「第 163 条の 59 第 1 項」に、「容積率」を「容積率等」に改める。

別表第 1 (26) の項中「第 55 条 4 項第 2 号」を「第 55 条第 4 項第 2 号」に改め、同表 (65) の項中「第 137 条の 12 第 6 項又は第 7 項」を「第 137 条の 12 第 11 項又は第 12 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 6 項の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 157 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）11 月 17 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例

宝塚市火災予防条例（昭和 59 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 36 条の 2—第 36 条の 7）」

を

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 36 条の 2—第 36 条の 7）」

第 3 章の 3 林野火災の予防（第 36 条の 8・第 36 条の 9）」

に改める。

第 36 条中「警報」の次に「（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 36 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 36 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第 36 条の 9　市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 36 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第 51 条の 3 第 1 項第 3 号中「第 55 条」を「第 55 条第 1 項第 6 号」に改める。

第 55 条第 1 号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2　消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附　則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。